

平成 26 年 9 月 25 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市情報公開審査会  
会 長 玉 卷 弘 光

行政文書一部公開決定処分に対する不服申立てについて（答申）

平成26年7月1日付けで諮問された「行政文書一部公開決定」に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。



## 1 審査会の結論

特定の施設（以下「本件施設」という。）で作成されている業務日報について、厚木市長が行った行政文書一部公開決定処分のうち、処分権限を有する指定管理者に属する者の氏名については公開すべきであるが、その他の部分を非公開としたことは妥当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、平成26年3月12日付けで、本件施設で作成されている業務日報（以下「本件行政文書」という。）の公開を、厚木市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、厚木市長（以下「実施機関」という。）に請求した。
- (2) 実施機関は、本件行政文書には条例第7条第1号に該当する部分があるとして、本件行政文書について一部公開とする処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年3月26日付けで不服申立人に通知した。
- (3) 不服申立人は、本件処分に不服があるとして、平成26年5月9日付けで、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、指定管理者の従業員の氏名の公開を求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書は、指定管理者の従業員が、職務上作成したことは事実であり、民間企業の従業員とはいえ、個人情報を中心に指定管理者の従業員の氏名を非公開にすることは理解できない。

イ 仙台地方裁判所の平成8年7月29日判決「文書開示拒否処分取消請求事件」では、宮城県財政課が主催した意見交換会に銀行の社員が参加した場合には、「公務に準じた参加」として情報公開条例上の非公開理由に当たらないとの判例がある。

ウ 他自治体ではあるが、同様の施設の窓口業務は、民間企業への委託である

が、情報公開請求があれば、窓口を担当している従業員の氏名を公開している。

エ 仮に、指定管理者の従業員の氏名を公開しても、従業員の私生活に何らかの支障が出るとは思えない。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、指定管理者が本件施設を管理運営するに当たり、業務全般において日々の業務の履行に関する記録を作成した業務日報である。

請求の対象となる期間は、平成23年3月11日から14日まで及び平成25年8月1日から平成26年2月28日までとなっており、210件が該当した。

##### (2) 非公開部分について

本件行政文書のうち、非公開とした部分の概要は、本件施設の館長及び講座を担当する講師を除く個人の氏名であり、条例第7条第1号を非公開理由としている。

##### (3) 条例第7条第1号本文該当性について

非公開とした個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

不服申立人は、不服申立書の補正通知に対する回答書において、非公開とした個人のうち指定管理者の従業員は、公務員に準じているという点については削除するとしながらも、仙台地方裁判所平成7年（行ウ）第4号「文書開示拒否処分取消請求事件」平成8年7月29日判決を引用し、宮城県財政課が主催した意見交換会に銀行の社員が参加した場合には、「公務上の出席」として情報公開条例上の非公開理由に当たらないとの判例があり、この確定判決に照らし合わせた場合、「公務上若しくは公的な勤務の基で作成した日報」として指定管理者の従業員の氏名も公開すべきであると主張している。

しかし、本件行政文書は、指定管理者が本件施設の管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき市に提出したものであり、前提となる事実が異なる。

##### (4) 条例第7条第1号ただし書ア、イ及びウ該当性について

指定管理者の従業員の氏名は、「法令若しくは条例の規定により又は慣行と

して公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」又は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第7条第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 条例第7条第1号ただし書エ該当性について

条例第7条第1号ただし書エは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」については、例外的に公開することとしている。

公務員等の職務の遂行に関する情報については、特定の公務員等を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、市民に説明をする責務を全うするという観点から、公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る情報については、公開することとしたものである。

また、条例第2条第1号では、処分権限を有する指定管理者を実施機関として位置付けるとともに、第7条第1号ただし書エにおいて、処分権限を有する指定管理者に属する者を公務員等に含めている。

しかし、指定管理者の従業員の氏名は、職務の遂行に関する情報であっても、当該行為者である個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有するとともに、個人に関わりのある保護すべき情報であり、公開する公益上の必要性がある情報とまではいえない。

よって、指定管理者の従業員の氏名は、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」とは認められないので、条例第7条第1号ただし書エにも該当しない。

(6) 他の自治体における一部公開決定について

不服申立人は、他の自治体において行った情報公開請求では、委託先の従業員の氏名は公開されていると主張している。

しかし、他の自治体が制定する情報公開条例及びこれに基づく解釈運用を基に不服申立ての理由とすることは正当なものとはいえず、指定管理者の従業員

の氏名を本市条例の規定に基づき非公開としたことについて、違法又は不当な点はないと判断する。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会が判断する範囲について

当審査会は、本件処分のうち、不服申立人が不服申立ての利益があるとしている指定管理者の従業員の氏名の条例第7条第1号該当性について、以下、検討する。

### (2) 処分権限を有する指定管理者に属する者について

本件行政文書中、出勤者（管理職・職員、本社応援など）及びスタッフ（受付・インストラクター）欄には、その日に勤務した指定管理者の従業員の氏名及び勤務時間が記載されている。

また、本件施設において指定管理者が行う業務は、本件施設の管理に関する協定書及び年度協定書の規定に基づき、利用の承認、利用承認の取消し、利用の中止等に関する業務が行われていたことが認められ、本件指定管理者は処分権限を有する指定管理者に該当する。

実施機関は、指定管理者の従業員の氏名は、職務の遂行に関する情報であっても、当該行為者である個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有するとともに、個人に関わりのある保護すべき情報であり、公開する公益上の必要性がある情報とまではいえないことを理由に、責任者である館長の氏名のみを公開とし、指定管理者の従業員を処分権限を有する指定管理者に属する者には含めず、その氏名を非公開としている。

しかし、条例第2条第1号では、処分権限を有する指定管理者を情報公開制度の実施機関として位置付けている以上、本件施設に勤務する指定管理者の従業員は、処分権限を有する指定管理者に属する者に該当する。

### (3) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

#### ア 条例第7条第1号本文該当性について

(ア) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含

まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

- (イ) 本件行政文書に記載されている処分権限を有する指定管理者の従業員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第7条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、非公開情報から除外されている。
- (イ) 条例第7条第1号ただし書エは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される、いわゆる「公務員等の職務の遂行に関する情報」の公開について定めたものである。

前記5(2)で述べたとおり、本件施設に勤務する指定管理者の従業員は、処分権限を有する指定管理者に属する者に該当し、本件文書中の非公開とされた当該従業員の氏名は、当該指定管理業務遂行について記録されたものである。

したがって、当該従業員の氏名は、「公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分」に該当し、条例第7条第1号ただし書エに該当する。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 7 月 1 日	諮問
7 月 4 日	実施機関に一部非公開等理由説明書の提出を要求
7 月 23 日	実施機関から一部非公開等理由説明書を受理
7 月 25 日	不服申立人に一部非公開等理由説明書を送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を依頼
7 月 25 日	審議
8 月 22 日	審議
9 月 25 日	審議

厚木市情報公開審査会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	玉巻 弘光	学識経験者
会長職務代理者	中小路 大	学識経験者
	石本 健二	学識経験者
	奈良 庸文	学識経験者
	葦澤 康幸	学識経験者